

行政文書一部開示決定通知書

3文芸第1331-2号
令和3年8月24日

田中智之様

愛知県知事 大村 秀章



令和3年8月9日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	別紙1のとおり		
開示を実施する日時及び場所	日 時	令和3年8月26日	午前 9時30分 午後
	場 所	県民生活課（県民相談・情報センター） （愛知県自治センター2階）	
開示の実施の方法	写しの交付		
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	270円	
	2 写しの送付に要する費用		円
開示しないこととした部分	別紙2のとおり		
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	別紙2のとおり		
担 当 課 等	県民文化局文化部文化芸術課 電話 052-954-7476		

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
 - この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。
 - 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。
- 注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。
3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

別紙1

- ・あいちトリエンナーレのあり方検証委員会について
- ・「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会設置要綱」の改正について

あいちトリエンナーレのあり方検討委員会、及び、あいちトリエンナーレ検証委員会設置要綱を制定することができる根拠となった規定等がわかる文書

（「あいちトリエンナーレのあり方検討委員会設置要綱」と「審議会等の基本的取扱いに関する要綱」第2条及び第3条の規定との関係が不明であるため）

別紙 2

開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定 及び当該規定を適用する理由
・個人の氏名、印影及び役職	愛知県情報公開条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。